

「土壌診断・施肥設計支援システム」 のご利用について

福島県農業試験場が開発したソフトウェア「土壌診断・施肥設計システム」(平成13年度普及に移しうる成果として公表)を、以下により提供いたします。

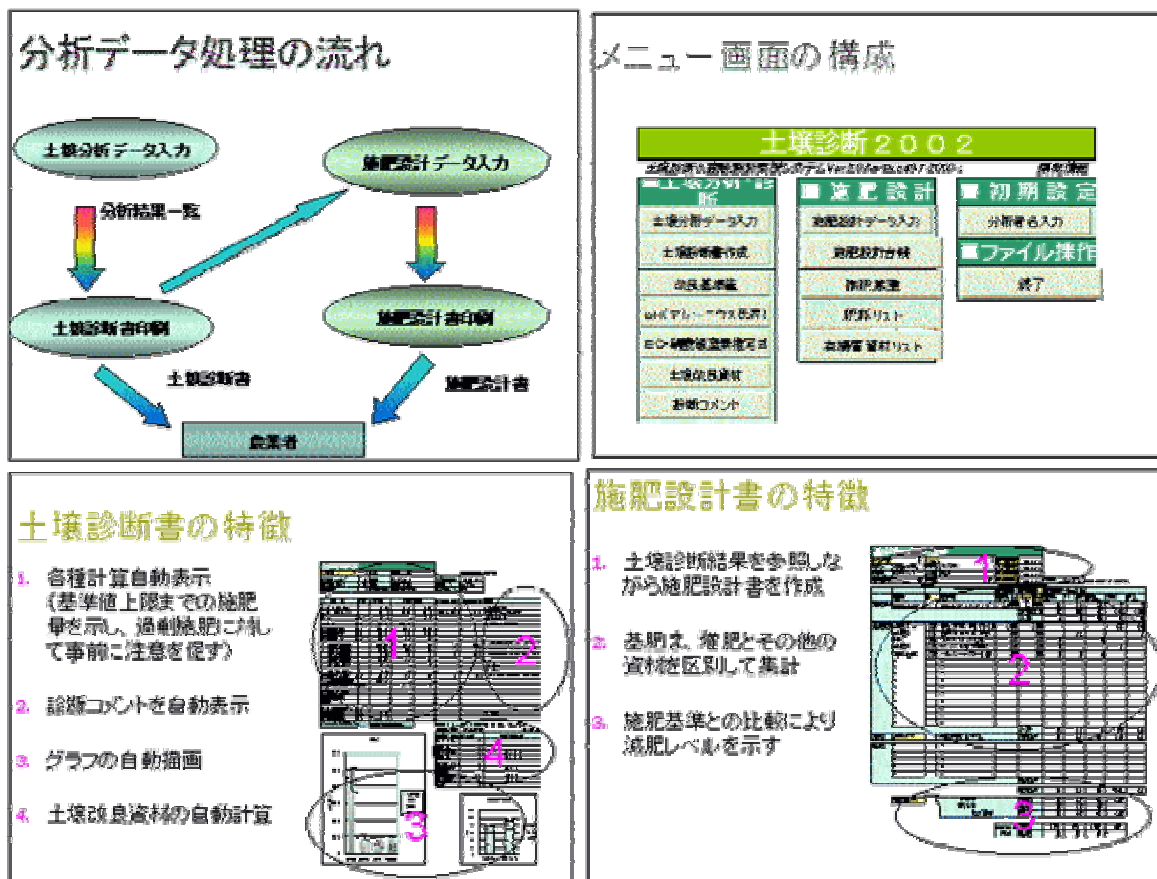
このソフトウェアは、エコファーマーの認定推進など、環境保全型・持続型農業技術の普及を目的に開発され、土壌分析結果を効率的に活用するための診断書や施肥設計書を発行することができ、土壌分析や施肥設計の高度化と迅速化が図れます。

ソフトウェアの特徴や利用上の注意点を良くお読みのうえ、ご利用ください。

1 「土壌診断・施肥設計システム」の特徴

- (1) Windows(バージョン95/98以上)上で稼動する表計算ソフトExcel(バージョン97以上)で利用出来るシステムです。(実質容量1.5MB程度)
- (2) 数値入力以外の基本操作は、表計算ソフトワークシート上のボタンをクリックしていくことで行うため、操作が簡単です。
- (3) 土壌分析データ入力から診断書・施肥設計作成と印刷までのすべての作業を表計算ソフト用ファイルで行うことができます。
- (4) 土壌診断書は、各種計算、グラフ描画、診断コメントを自動で表示します。土壌改良のための施肥量以外に施肥のための基準値上限量も示され、過剰施肥に対して事前に注意を促すことができます。
- (5) 土壌診断書を参照しながら施肥設計書を作成できます。
- (6) データの2次加工が容易で、生産部会単位等での解析が可能です。

土壌診断・施肥設計支援システムの概要



2 対象となる利用者(利用上の注意点)

福島県農林水産部の機関の他、自らの分析業務等への利用を目的とする県内の団体や県内の民間企業等の方々を対象に、ソフトウェアを無償で提供いたします。

ただし、このソフトウェアは農業技術の指導者または土壌分析機関向けに作成しておりますので、この点

を十分ご理解のうえで活用願います。

また、このソフトウェアは、福島県内の農業生産者の経営向上のために開発したものであり、県内農業者の支援のための利用を前提としますので、県外在住者からの申請はご遠慮願います。

3 利用にあたっての手続き

- (1) 県機関以外で利用を希望される方は、所属、氏名、利用目的等を明記した申請書を提出していただくことになります。

＜申請窓口＞

福島県農林水産部農業振興課研究開発担当

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(西庁舎9階)

電話 024-521-7336 FAX 024-521-7938

- (2) 申請書を確認させていただいた後、後日ソフトウェアを送付いたします。

- (3) ソフトウェアの利用にあたっては、下記の事項に同意いただくことになりますので、あらかじめご了承ください。

- ① 利用者は、福島県の承諾なく、利用者の所有するコンピュータ以外のコンピュータにソフトウェアをインストールしてはならない。
- ② 利用者は、ソフトウェアのオリジナルディスクおよびその複製物について、修正、改造、翻訳、レンタル、リース、貸与、販売を行ってはいけなく、ソフトウェアもしくはその一部に基づく派生的な著作物(二次的著作物)を作成してはいけなく。
- ③ 利用者は、ソフトウェアのオリジナルディスクおよびその複製物について、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルしてはいけなく、その他の方法で本ソフトウェアを人間が理解できる形式に変えてもいけなく。
- ④ 当該ソフトウェアの使用によるパソコンの不具合発生などについては、福島県は一切関知しない。
- ⑤ 当該ソフトウェアは農業生産等を保証するものではなく、この利用によって生じた、いかなる利害にも福島県は関知しない。
- ⑥ ソフトウェアの著作権は県が所有しており、利用者が県から譲渡もしくは貸与されるのは、ソフトウェアの利用権のみである。

4 利用上の注意点

各改良基準値、施肥基準値、推定式は、福島県施肥基準並びに、既存の土壌診断支援システム内の数値などを参考に初期値が入力されていますが、地域の実情に応じて数値を追加または修正して使用する必要があります。これらについては、農業試験場が最新のデータ等を反映させて随時更新していく予定です。

5 問い合わせ先

利用にあたっての遵守事項に関することなど……………福島県農林水産部農業振興課研究開発担当

電話 024-521-7336

FAX 024-521-7938

ソフトウェアに関する専門的・技術的な内容……………福島県農業総合センター 生産環境部

電話 024-958-1718

FAX 024-958-1726